

令和5年度韓国・香港等における「ふくしまの今」情報発信事業 委託業務仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「令和5年度韓国・香港等における『ふくしまの今』情報発信事業」業務を委託するに当たり、その業務等を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。

1 目的

韓国・香港等について、動画の制作及び発信、現地イベント参加等の取組を通じて、福島県の現状や安全・安心の取組、福島県産農林水産物の魅力などの情報発信を行うことで、福島県産農林水産物の風評払拭及び販路拡大につなげる。

2 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

3 業務の内容

（1）動画の制作

令和3年度に福島県が作成した動画「Just how delicious is Fukushima Food? Yeah, you' ll see」（本編及びダイジェスト版）について、最新の数値等を用いた修正を行い、本編及びダイジェスト版の動画を制作すること。修正箇所については、業務委託契約締結後に福島県と協議し決定することとする。なお、元の動画における素材は、業務委託契約締結後に福島県が提供するものとする。

ア 言語

ナレーションは英語とし、字幕は、日本語、英語、中国語（繁体字）、韓国語とする。

イ 冊子の制作

本編の内容を要約した10ページ程度の冊子を上記アの言語毎に500部制作すること。

ウ 制作期限

令和6年1月末まで

（2）動画投稿サイトにおける動画の公開

上記3（1）で制作した動画を韓国、香港及び台湾において、また、福島県の指定する動画（2本）を韓国において福島県の指定する期間動画広告として動画投稿サイトに公開し、再生回数の最大化を図ること。

なお、広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性等の分析数値を報告すること。また、広告についてブランドリフト調査及びサーチリフト調査又はこれに相当する調査を行い、認知、検索の増加率を報告すること。

（3）「ふくしまの美味しい逸品」の韓国語版の制作

福島県が提供する既存の日本語データを元に、「ふくしまの美味しい逸品」の韓国語版を制作すること。

ア 規格（紙質・印刷は以下の仕様又は準ずるものとし、サイズ・ページ・加工は以下の仕様のとおりとする。）

紙質 表紙：NTほそおり GA 210 kg（四六版）

本文：サーブル スノーホワイト 160 kg（四六版）

印刷 表紙：1/1 銀印刷

本文：4/4 印刷

サイズ B5 サイズ

ページ 36 ページ

加工 無線綴じ製本

イ 部数

500 部

ウ 制作期限

令和6年1月末まで

(4) 韓国及び香港現地における福島県産品の魅力発信

韓国及び香港現地で開催される福島県の指定するイベントにおいて福島県産品の魅力を発信するため、福島県産品および必要資材等を福島県と調整のうえて手配し、それらの輸送（現地搬入を含む）及び現地でのブース設営・運営を行うものとする。

なお、必要資材の中には上記3（1）及び3（3）で制作した動画及び冊子を含むものとする。

(5) その他

その他、福島県と協議のうえ、目的を達成するために必要な独自の施策を実施すること。

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、福島県が必要と判断したものについて福島県の指定する日までに提出しなければならない。

5 成果品

委託契約書第12条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

(1) 3の各業務の実施結果をまとめた報告書（実施状況写真含む）

(2) 3（1）で制作した動画及びすべての素材動画（mp4形式）を格納したUSB2セット（正・副）

納品に際しては、ウイルス対策ソフトで十分に検査すること。

(3) 3（1）で制作した冊子 各言語毎に500部

(4) 3（3）で制作した冊子 500部

(5) その他、福島県が必要と判断したもの。

6 財産権の取扱い

受注者が委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として福島県に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、福島県に申し立てて受注者に帰属させることができるものとする。

(1) 受注者財産に関して出願・申請の手続を行う場合、福島県に報告すること。

(2) 福島県が公共の利益のために要請する場合、福島県に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。

(3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、福島県の要請に応じて第三者へ実施許諾を行うこと。

(4) 受注者が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

7 その他

(1) 受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ福島県と協議し、福島県の承認を得ること。

(2) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、福島県と受注者が協議して定める。

(3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。

(4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。